

平成 30 年 10 月 22 日

計算プログラム 修正点 (Ver.2.5.2 → Ver.2.5.3)

下記の修正を行いました。

【住宅版／気候風土適応住宅版／建築物省エネ法 住宅事業建築主の判断基準】

<太陽熱利用設備>

1. 地域の区分が「8 地域」である場合に、空気集熱式太陽熱利用設備において「設置する」を選択するとエラーが表示されるように変更しました。

【住宅版／気候風土適応住宅版】

<外皮性能>

2. 外皮性能の評価方法において「当該住戸の外皮面積を用いず外皮性能を評価する（ここで計算）」を選択した場合、暖冷房エネルギー消費量が正しく計算されない不具合を修正しました。
3. 地域の区分が「8 地域」である場合に、外皮性能の評価方法において「当該住戸の外皮面積を用いず外皮性能を評価する（ここで計算）」を選択した場合、暖房期の窓の垂直面日射熱取得率をゼロとして計算するとエラーになる問題を修正しました。
4. 地域の区分が「8 地域」である場合に、外皮性能の評価方法において「当該住戸の外皮面積を用いず外皮性能を評価する（ここで計算）」を選択し、さらに窓の取得日射熱補正係数の指定方法において「個別に計算する」を選択した場合、暖房期の窓の取得日射熱補正係数をゼロとして計算するとエラーになる問題を修正しました。
5. 住宅の建て方が「共同住宅」である場合に、外皮性能の評価方法において「当該住戸の外皮面積を用いず外皮性能を評価する（ここで計算）」を選択するとエラーが表示されるように変更しました。

【建築物省エネ法 住宅事業建築主の判断基準】

<暖房設備>

6. 暖房設備機器または放熱器の種類において「電気ヒーター床暖房」、「温水床暖房」もしくは「ルームエアコンディショナー付温水床暖房機」を選択した場合に誤って表示される、仮想床の床面積を除いた敷設率に関する項目を削除しました。

以 上